広島県告示第1063号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第４項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和８年11月12日

広島県知事　横　　田　　美　　香

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県東広島市志和町別府 2061 番地３ アシードブリュー株式会社 代表取締役　河本　大輔
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市志和町別府 2061 番地３ アシードブリュー株式会社　東広島飲料工場

２　申請の内容

10-イ　飲料製造業の用に供する原料処理施設３基、10-ロ　飲料製造業の用に供する洗浄施設２基及び10-ニ　飲料製造業の用に供するろ過施設９基を廃止するとともに、10-ニ　飲料製造業の用に供するろ過施設４基を新設する。また、排水口１基を新設する。

(1)　特定施設の種類、能力及び使用の方法

（その１）10-イ　飲料製造業の用に供する原料処理施設３基　廃止

（その２）10-ロ　飲料製造業の用に供する洗浄施設２基　廃止

（その３）10-ニ　飲料製造業の用に供するろ過施設９基　廃止

（その４）新設

種類	10-ニ　飲料製造業の用に供するろ過施設（66・67・68・69　濾過器）
寸法	直径 76.3㎜ ×500㎜
能力	5.5m^3／時間（製品液等の濾過）

工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事着手後直ちに	
	使用開始予定年月日			工事完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び１日当たりの使用時間（使用の季節的変動）			20時間 （季節的変動なし）	
	原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び１日当たりの使用量			砂糖　1,000kg・果汁　1,000kg・香料　100kg・添加物　100kg	
	項目			通常	最大
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度（単位：水素指数）		５～６	２～10
		生物化学的酸素要求量	（単位：mg/L）	780	950
		化学的酸素要求量		590	680
		浮遊物質量		100	120
		窒素含有量		45	100
		燐含有量		10	20
		ノルマンヘキサン抽出物質含有量		5	10
		大腸菌数	（単位：CFU/mL）	0	0
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m^3）			30	50
汚水等の排出先				排水処理施設	
その他参考となるべき事項				同型施設４基設置 排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m^3）は４基合計	

(2)　汚水等の処理の方法

変更なし

(3)　排出水の汚染状態

（その１）新設

排水口名	項　　目	通　常	最　大
雨水排水口	排出される汚水等の１日当たりの量 （　単　位　：　m^3　）	0	0
	その他参考となるべき事項	雨水のみ	

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1)　縦覧期間

令和８年11月12日から令和８年12月３日まで

(2)　縦覧方法

書面の縦覧場所　広島県環境県民局環境保全課及び西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活衛生課

インターネット　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html